

令和8年度事業計画書

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

事業実施基本方針

産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって県内産業の健全な発展と県民の健康で快適な生活環境の保全を図るため、その基盤である安全・安心に配慮した産業廃棄物処理施設を設置及び運営することを目的として、平成26年度第3回理事会で決定した「産業廃棄物管理型最終処分場の整備方針」並びに平成28年11月30日に県に提出し、令和6年1月12日及び令和6年10月18日に変更を届け出た「産業廃棄物管理型最終処分場事業計画」に基づき、次のとおり事業を行う。

(1) 施設整備に向けた取組

①廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理型最終処分場の建設（工事期間：令和7年度～10年度の見込み）

令和6年11月18日付けで県から廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたことから、産業廃棄物管理型最終処分場（以下「処分場」という。）の建設工事を行う。

併せて、処分場計画地内にあった百塚88号墳について、近隣に復元展示するための準備を進める。

②住民の安全・安心の確保

安全・安心な処分場の設置について、住民の理解がより一層深まるよう、引き続き丁寧な対応に努める。

また、処分場の建設に伴う周辺的生活環境の保全について、関係自治会及び周辺関係者の理解を深めるとともに、処分場事業の透明性を高め、住民の安全・安心を確保していく。

③処分場の安全性の検証

処分場周辺的生活環境への影響把握や安全性の確認に資するため、引き続き処分場計画地周辺の河川等の水質モニタリング等を実施する。

④周辺整備事業の支援

処分場を建設する地域の生活環境の保全や地域振興に資するため、地元関係自治会が県の交付金を受けて実施する周辺整備事業について、県、市と連携して支援する。

(2) 普及啓発等の推進

処分場の必要性や安全性について、引き続き広く県民等の理解を深めるための普及啓発活動（説明、広報印刷物、ホームページ等）に努めるとともに、処分場稼働時の搬入量の確保により長期的な安定経営を図るため、県内の排出事業者に対して処分場稼働後の利用について働きかけを行う。